

(高度注意義務)

8. 最高裁 平成 15 年 9 月 9 日判決

(上告棄却、最高裁平成 12 年(受) 877 号) TAINS コード Z999-0075

税理士と保険会社が税理士職業賠償責任保険約款の特約条項の適用をめくり保険契約により損害賠償額がてん補されるか否かが争われた事例

《事実の概要》

消費税の課税事業者選択届出書の提出を怠ったため仕入税額控除を受けられないこととなったが、税理士はこの届出書の提出を怠っているにもかかわらず、仕入に係る消費税の控除不足額を 5,600 万円と算定し還付を受けるための申告書を提出したが認められなかった。納税者は、これにより損害を被ったとして税理士に損害賠償請求訴訟を提起、その後両者は和解し、税理士は和解金 4,000 万円を支払い、税理士職業賠償責任保険のてん補請求を行った。これを受け保険会社は、この保険の特約条項によりてん補しない旨を主張したため訴訟となった事件である。

《判決の要旨》

特約条項の趣旨、目的は不正な過少申告にかかわった税理士が申告に係る税額と本来納付すべき税額との差額を依頼者に賠償し、その賠償に係る損害を税理士職業賠償責任保険によりてん補されることによって生じ得る納税申告に係る不正の助長を防止しようとするところにあるとみるべきである。この特約条項の趣旨、目的に照らすと税理士の賠償すべき損害が、本件のように、課税事業者選択届出書の提出を怠ったという税理士の税制選択上の過誤により生じたものであるときには、課税事業者選択届出書の提出を前提とする依頼者に有利な課税事業者としての申告ができないことにより、形式的にみて過少申告があったとしても、特約条項の適用はないと解するのが相当であり、原判決に所論の違法はない。よって、保険会社の上告が棄却された。

(参考)

税理士職業賠償責任保険約款 2. 税理士特約条項の 5 条 2 項

「当社は納税申告書を法定申告期限までに提出せず、または納付すべき税額を期限内に納付せず、もしくはその額が過少であった場合において、修正申告、更正または決定により納付すべきこととなる本税等の本来納付すべき税額の全部もしくは一部に相当する金額につき、被保険者が被害者に対して行う支払いについてはこれをてん補しません。」